

参考資料

1. 用語解説

【あ行】

アダプト制度	行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に管理を行うよう契約する制度。
インクルーシブ	全ての人々を社会的、経済的、政治的に包摂すること。年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位などに関わらず、全ての人が社会に参加できることを指す。
インセンティブ	人や組織の行動を促進するための誘因や動機付け。経済的報酬、税制優遇、補助金などの具体的な施策を含む。
ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的に良好な状態。単に病気や障害がないということではなく、心身ともに健康で、社会的にも満たされた状態を指す。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。運動公園の敷地面積 20～25% の範囲において陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものとされている。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空気を総称している。

【か行】

街区公園	都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、1箇所当たり面積 0.25ha を標準として設置される。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。
近隣公園	近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まですべての年齢層に利用される。1近隣住区当たり1箇所を目標に誘致距離 500m、面積 2ha を標準として設置される。
グリーンインフラ	自然が持つ多様な機能を活用し、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画。雨水浸透、ヒートアイランド緩和、生物多様性保全などの機能を持つ。
公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設（河川緑地、港湾緑地など）及び公共公益施設における植栽地（学校の植栽地、下水処理場等の附属緑地など）をいう。

【さ行】

里山	人里周辺の低山や丘陵。燃料・肥料・食料・生活資材等の調達などに必要な樹林で農地に続く森林、たやすく利用できる森林。都市周辺の低山や丘陵も含まれる。植生からみると、樹木林・アカマツ林などの各種二次林・小規模なスギ・ヒノキ植林・竹林などがある。
ジオパーク	《geo（地球）+park（公園）からの造語》科学的に貴重な地質遺産を含む自然公園。地域の地史や地質現象を示す地質遺産を保全し、地球科学や環境問題の教育・普及活動を行うとともに、観光資源として地域の活性化に役立てるものである。地質的・地形的特徴を背景とする文化的・歴史的・生態系的遺産もジオパークの資源となる。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地を抑制すべき区域。
施設緑地	公共施設等として管理される緑地のことで、都市公園や都市公園以外の公共・民間施設緑地がある。
自然公園	自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。土地所有に関りなく区域を定めて指定する地域制公園であり、優れた自然の風景地を保護するとともに、その風景地を保健、休養の場として利用することを目的に指定される。
市民公園	住宅開発等により造成されたもの。
市民農園	民有地において、その所有者と市で貸借契約を結び、市で簡単な施設整備（遊歩道や休憩施設）を行い市民に開放するもの。
社叢林 (しゃそうりん)	社寺林のこと。「鎮守の杜」とも呼ばれる。古来より神社の境内は神域と考えられ、保護されてきたため、林内はうっそうとしているのが特徴である。またその地域本来の植生、いわゆる原植生を残しているものが多い。
住区	住宅地の基本構成単位。住区は、幼稚園、小学校、公園等のコミュニティ施設の配置計画を行う上で基本となる単位であり、一住区の平均的な人口規模は 8,000 人から 10,000 人程度。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
生産緑地地区	市街化区域内にある農地等で、適正に保全する区域として都市計画に定められる地域地区。500 m ² 以上の農地を指定。土地の所有者は農地等としての管理の義務を負い、地区内での一定の行為の制限を受ける。

生物多様性	いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。総合公園の設計にあたっては、休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するものとされている。

【た行】

地域森林計画 民有林	森林法に基づき市町村が森林整備計画を作成し、森林の転用や伐採に対する行為の制限などを行う民有林。
地域制緑地	緑地の分類であり、都市の自然環境・景観を保全することを目的に特定の地域を指定し、土地の利用を規制するもの。法律を根拠とする「法によるもの」、行政と市民などの協定に基づく「協定によるもの」、条例・要綱・契約等による「条例等によるもの」等がある。
地区計画	都市緑地法に定められ、地区住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりの全体構想の内容を具体的に定めるもの。
天然記念物	学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法に基づき指定されたもの。
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、動植物の生息生育地となる緑地等の良好な自然的環境を保全するため都市計画に定める地区（都市緑地法第12条）。一定の開発行為について許可制とするとともに、損失の補償や土地の買い入れ制度を設け、現状凍結的に緑地を保全する。
都市基幹公園	主として市町村の区域内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を利用単位として設けられる基幹的な公園で、総合公園及び運動公園に区分される。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
都市計画 マスタープラン	都市計画法第18条に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるもので、市町村の将来像や公共施設の計画、都市づくりの課題と整備の方針を明らかにして、都市づくりの道筋を示すもの。

都市公園	都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都道府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地、④国が国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。
都市公園等	都市公園及び都市公園に準ずる機能を持つ施設をいう。準ずる施設とは、都市公園を除く公共空地、公共団体が設置する市民公園、市民農園、公開している教育施設、河川緑地、港湾緑地、児童遊園、公共団体が設置しているグラウンド等をいう。
都市緑地法	都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺地等が都市において急速に減少することに鑑み、既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として、緑地保全地区や緑地協定の制度等を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。

【な行】

ネイチャー ポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復に向かわせるという国際目標。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要な地域について、土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。農振地域と略称される。
農用地区域	農業振興地域のうち、農用地として概ね10年先を見越して農用地として保全していくべき土地。

【は行】

ハザードマップ	洪水、土砂災害、津波等の自然災害による被害を最小限にとどめるため、これまで浸水実績図、洪水氾濫危険区域図、土砂災害危険区域図が公表されてきているが、このような地図をもとにし、市町村が主体となり災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したもので、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るもの。
ヒートアイランド	自然の気候とは異なった都市独特の局地気候で、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるのでこの名が付いた。

風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、自然景観を維持し、また名勝・史跡等の環境保護など、都市空間における自然環境の保全を図るために定める地区。
保安林	木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。
保存樹・保存樹林	市条例により、古木、大木の中で地域のシンボルとして親しまれている優れた樹木、樹林を指定し、その保存に努め、地域的美観や環境を保全しようとする制度。

【ま行】

まちづくり協定	良好な地区環境を創造または保全するため、建物等の用途や周辺環境への配慮などのルールを定めるもので、条例に基づくもの。
民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持ち公開を原則としている施設。(公開空地、社寺境内地、開放している企業グラウンド、民間動植物園など)

【や行】

ユニバーサルデザイン	道具や空間をデザインするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。
ユネスコエコパーク	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が開始した「生物圏保存地域」により親しみをもってもらうため、国内でつけられた通称。「生物圏保存地域」は、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏(MAB: Man and the Biosphere)計画における一事業として実施されている。貴重な自然環境を守りながら、その持続可能な利活用を行う地域を、人間と自然が共生する国際的なモデル地域として認定するもの。

【ら行】

ライフサイクルコスト	建築物や設備等の計画・設計から建設、運用・維持管理、最終的な解体・廃棄に至るまでの全生涯にわたって必要なコストの総額。初期コストだけでなく、維持管理費、更新費用なども含めた長期的な費用。
ライフスタイル	個人や集団の生活様式、生活態度。日常生活における行動様式、価値観、習慣などを含む包括的な概念。
ライフステージ	人の一生における段階。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期など、年齢や生活環境の変化に応じた人生の各段階を指す。

緑化	明確な区域境界を有する特定敷地に対する植栽や植樹、生垣・花壇造りなどの総称。
緑地協定	都市緑地法第 45 条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

【A - Z】

AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。コンピュータがデータから学習し、推論、判断などの知的作業を行う技術。機械学習、深層学習などを含む。
DX	Digital Transformation の略。デジタル技術を活用して、業務プロセスや組織、ビジネスモデルを変革し、競争上の優位性を確立すること。行政分野では、行政サービスの利便性向上や業務効率化を指す。
GPS	Global Positioning System の略。衛星を利用して地球上の現在位置を測定するシステム。位置情報サービス、ナビゲーション、測量等に活用される。
GX	Green Transformation の略。化石燃料中心の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換すること。脱炭素社会の実現に向けた経済社会システム全体の変革を指す。
Park-PFI 制度	公募設置管理制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
PDCA サイクル	「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(点検)」「Action(改善)」を繰り返し、継続的に改善する手法。
QOL	Quality of Life の略。生活の質。人々の生活における満足度、幸福度を表す概念。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
Wi-Fi センサー	Wi-Fi 電波を利用して、人の位置や動き、人数などを検知するセンサー技術。スマートフォンなどから発信される Wi-Fi 信号を検知し、人流解析や混雑状況の把握などに活用される。

2. 第2次白山市都市計画マスタープラン策定に向けたアンケート調査

1) 調査概要

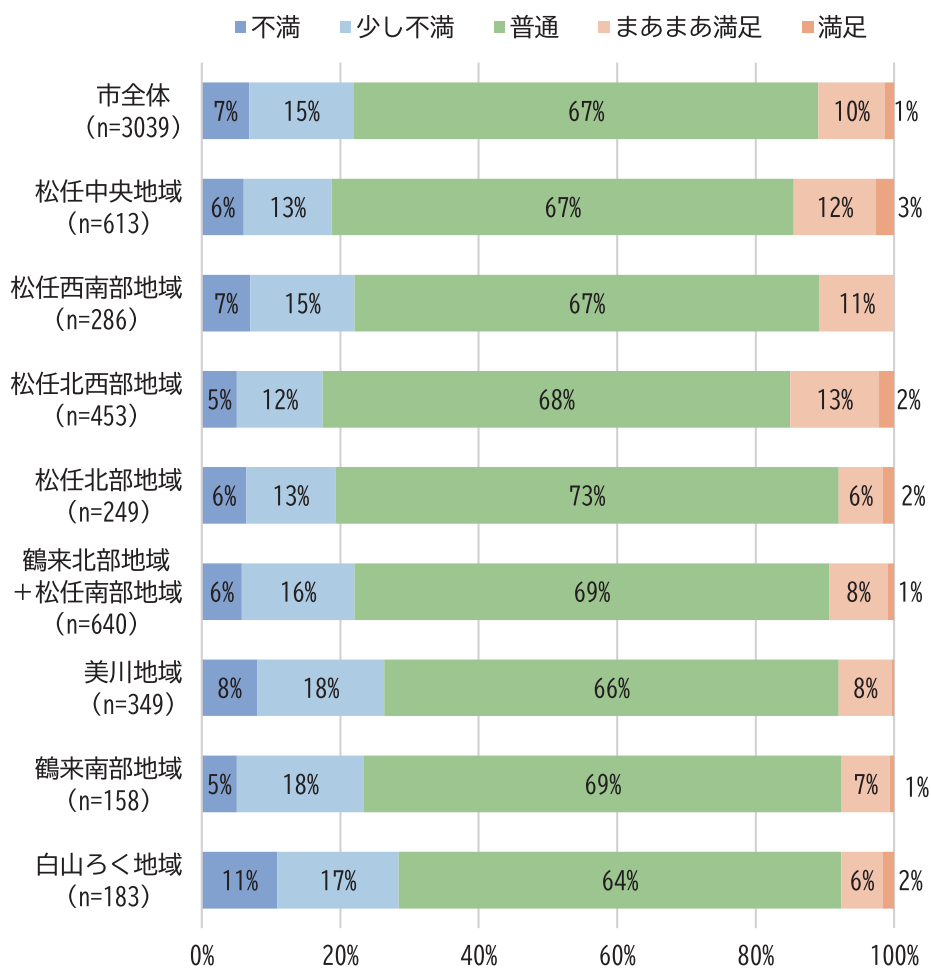
- ・調査対象：市内9地域ごとに無作為抽出した16歳以上の市内在住者 計10,000人
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・調査期間：平成29年12月15日～12月28日
- ・回収数：3,275票（回収率33%）

2) 主な結果の概要

(1) これまでの公園・緑地・広場の整備・充実に対する取組について

- ・市全体の「満足+まあまあ満足」は11%となっている。
- ・地域別の「満足+まあまあ満足」は松任西南部地域及び松任中央地域が15%と他地域よりも多くなっている。

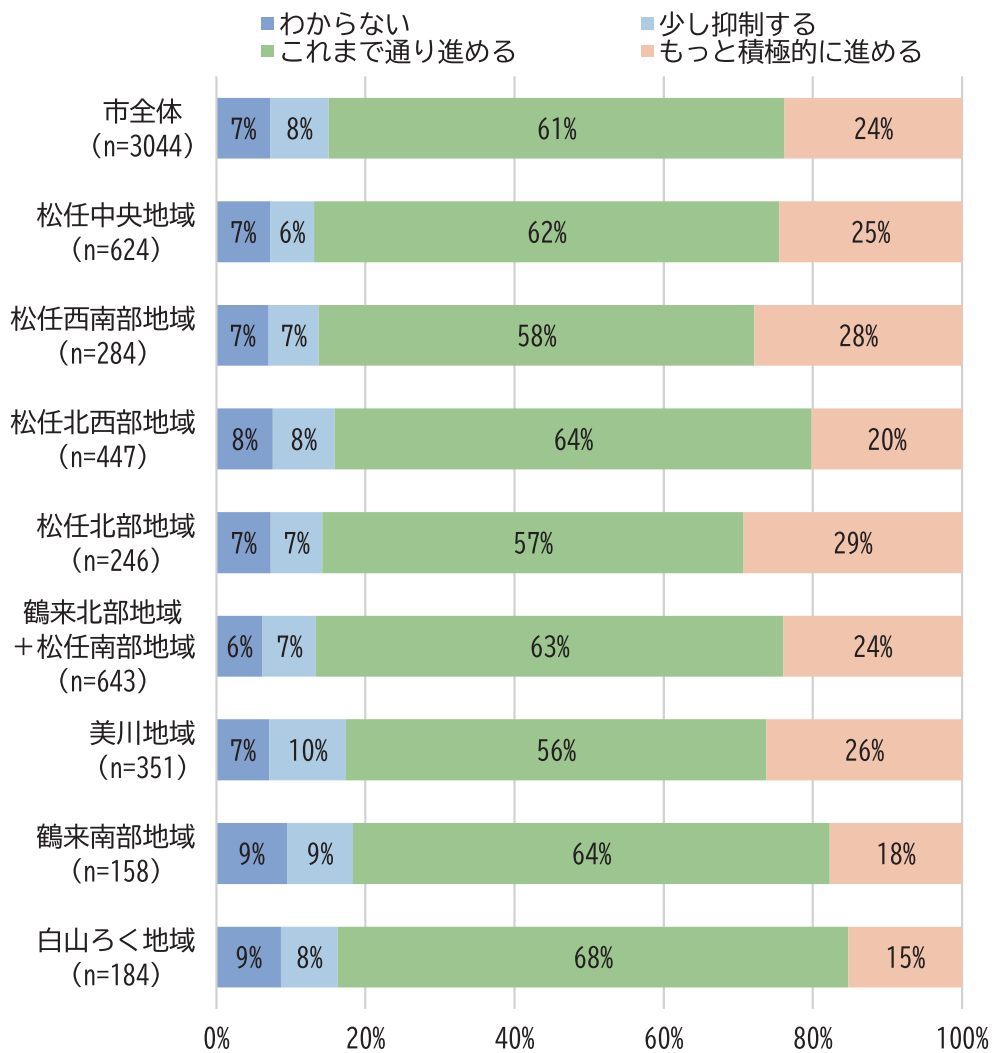
【これまでの公園・緑地・広場の取組について】



(2) 今後の公園・緑地・広場の整備・充実に対する取組について

- ・市全体の「もっと積極的に進める」は24%となっている。
- ・地域別の「もっと積極的に進める」は松任北部地域が29%、松任西南部地域が28%、美川地域が26%、松任中央地域が25%と他地域よりも多くなっている。

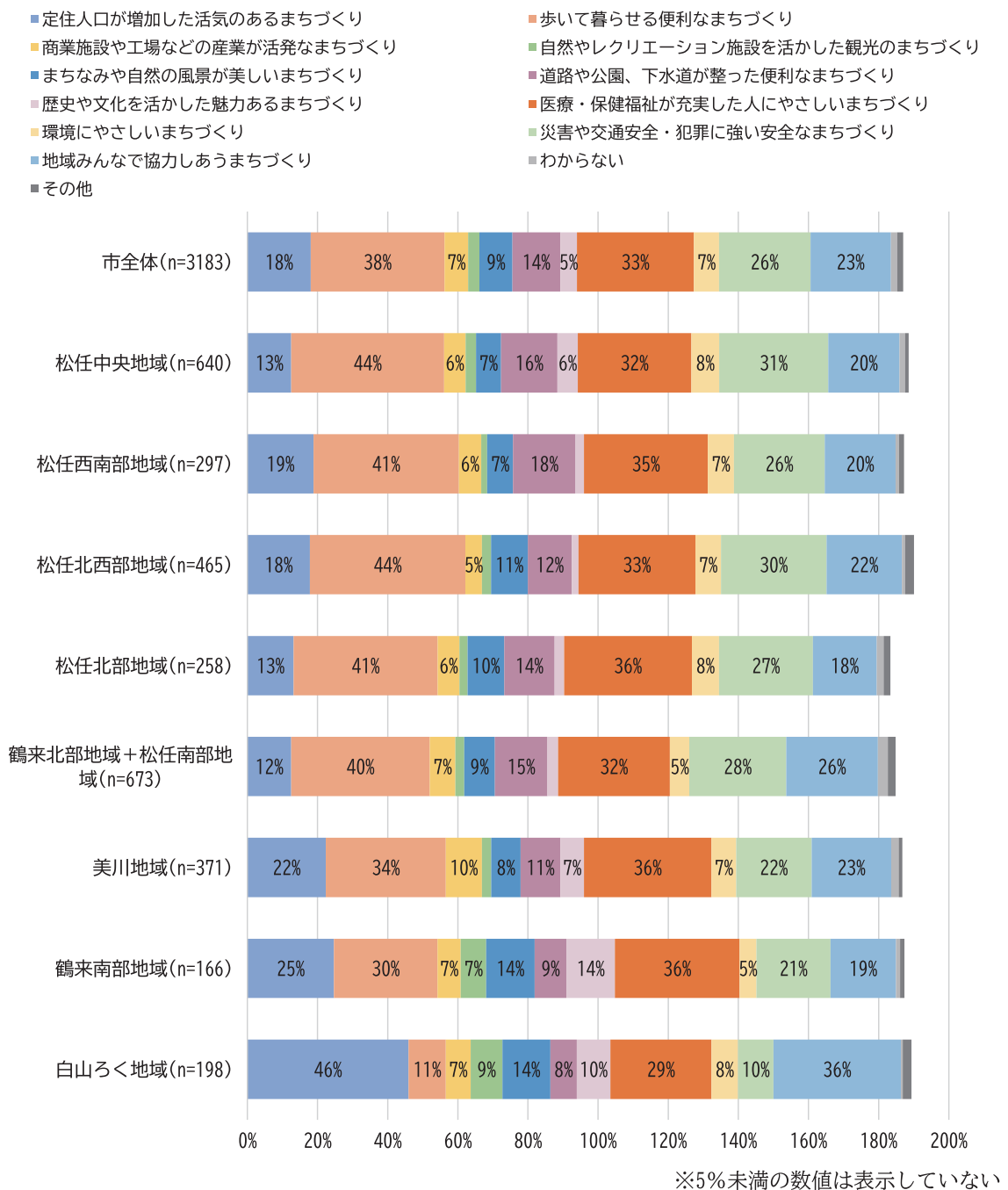
【今後の公園・緑地・広場の取組について】



(3) まちづくりの方向性

- ・市全体では「歩いて暮らせる便利なまちづくり」が38%で最も多く、次いで「医療・保健福祉が充実した人にやさしいまちづくり」が33%、「災害や交通安全・犯罪に強い安全なまちづくり」が26%となっている。
- ・地域別では白山ろく地域では、「定住人口が増加した活気のあるまちづくり」が46%「地域みんなで協力しあうまち」が36%と他地域よりも多くなっている。

【まちづくりの方向性について】

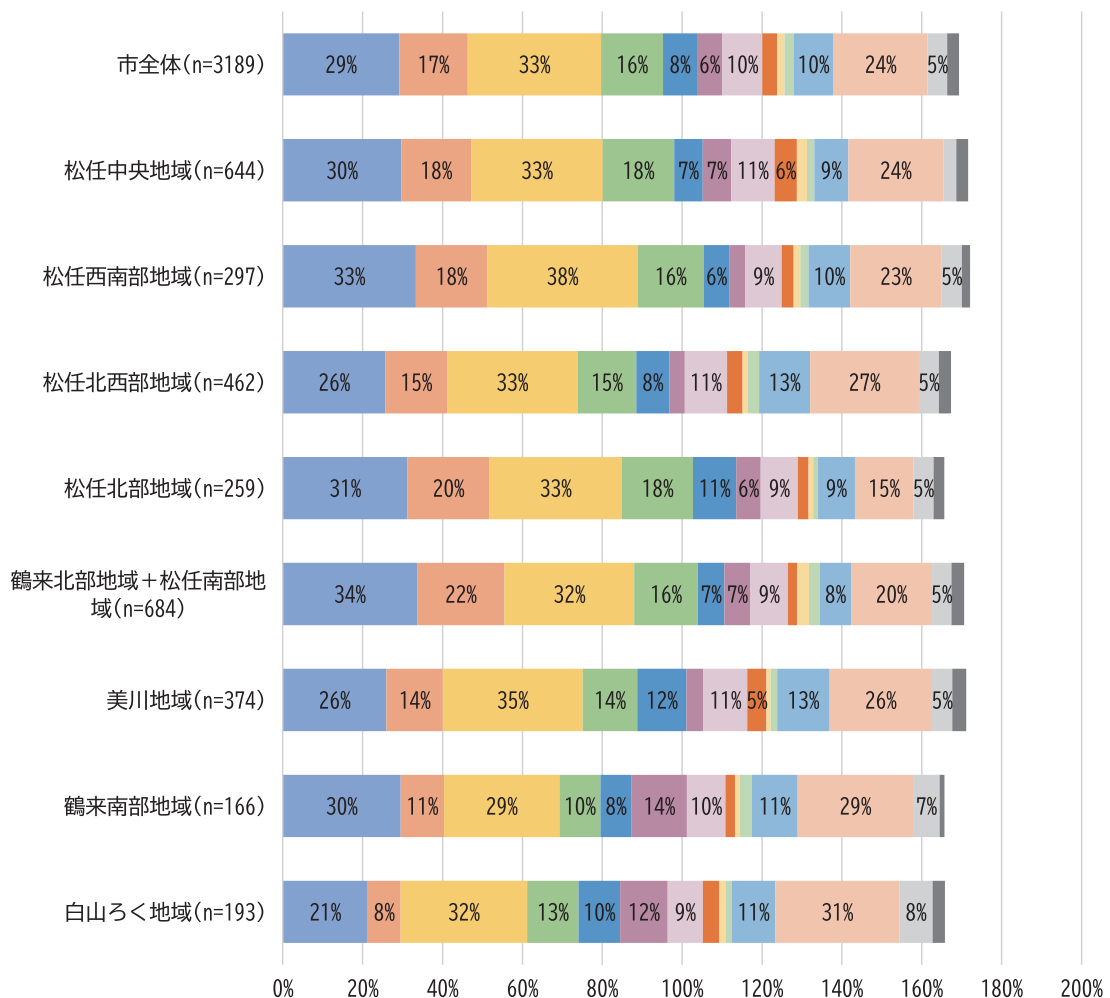


(4) 公園や緑地の整備を進めるうえで必要な取組

- ・市全体では「災害時に活用できる公園や広場づくり」が33%で最も多く、次いで「日常の遊び場となる身近な公園や広場づくり」が29%、「維持・管理の充実」が24%となっている。
- ・地域別では鶴来北部地域+松任南部地域で「日常の子供の遊び場となる身近な公園や広場づくり」が34%と最も多くなっている。また、白山ろく地域で「維持・管理の充実」が31%とやや多くなっている。

【公園・緑地の整備に必要な取組について】

- 日常の子供の遊び場となる身近な公園や広場づくり
- 休日に家族で過ごせる大きな公園づくり
- 災害時に避難地や救援拠点として活用できる公園や広場づくり
- 様々なスポーツができる公園づくり
- 海岸や河川などの水辺空間での憩いの場づくり
- 歴史・文化を活用した公園や緑地づくり
- 河川や道路の街路樹による水と緑の回廊（散策路）づくり
- 公共公益施設の緑化の推進
- 商業施設や工場・事業所などの緑化の推進
- 住宅のブロック塀を生垣にすることなど民有地の緑化の推進
- これ以上の公園は必要ない
- 維持・管理の充実
- わからない
- その他



※5%未満の数値は表示していない

3. 白山市緑の基本計画策定委員会委員

区分	氏名	所属・肩書	摘要
委員長	丸谷 耕太	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授	市まちなみ景観審議会委員、学識経験者
委員	片桐 由希子	金沢工業大学 工学部 准教授	学識経験者
	小谷 二郎	石川県農林総合研究センター 林業試験場 森林環境部長	市文化財保護審議会委員、学識経験者
	詠 喜美子	白山市グラウンドゴルフ協会 事務局長	関係団体の役職者
	西道 正浩(R6年度)	石川県石川土木総合事務所 所長	関係行政機関の職員
	高橋 雅憲(R7年度)	石川県石川土木総合事務所 所長	
	宮村 信郎(R6年度)	白山市町会連合会 理事	関係団体の役職者
	藤田 俊英(R7年度)	白山市町会連合会 副会長	
	宮本 伸一	千代野まちづくりネット 事務局長	関係団体の役職者
米森 まさ子	花の会・つるぎ 副会長	関係団体の役職者	

敬称略

4. 計画策定の経過

日時	内容
令和5年 11月6日～ 11月19日	◆子育て世代アンケート調査の実施
令和6年 4月12日～ 5月10日	◆市民アンケート調査の実施
令和6年 7月8日	◆白山市緑の基本計画策定委員会（第1回） ・緑の基本計画について ・緑の現況と課題について ・緑の基本計画の基本理念等について
令和7年 8月19日	◆白山市緑の基本計画策定委員会（第2回） ・基本理念（案）及び基本方針（案） ・施策体系（案）
令和7年 11月21日	◆白山市緑の基本計画策定委員会（第3回） ・施策の展開（案） ・地域別計画（案）
令和8年 1月14日～ 1月27日	◆パブリックコメントの実施
令和8年 2月20日	◆白山市緑の基本計画策定委員会（第4回） ・パブリックコメントの結果 ・第2次白山市緑の基本計画（案）

5. 白山市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、白山市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 緑の基本計画の基本方針の策定
- (2) 緑の基本計画の素案の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緑の基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市長が定める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から緑の基本計画の策定が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。